

第十三回 参議院人事委員会會議録第十一号

昭和二十七年四月十四日(月曜日)午前
十時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 カニエ邦彦君
委員 北村 一男君
溝口 三郎君
村上 義一君
木下 源吾君

事務局側

常任委員 熊登御堂定君
会専門員

本日の會議に付した事件
○連合委員会開会の件

○委員長(カニエ邦彦君) 只今より委員会を開会いたします。現在外務委員会において審議中の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案について、外務委員会に対し連合委員会を開くことの申入をすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(カニエ邦彦君) それではきよう決しまして、外務委員会に申入をいたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十一分散会

三月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、静岡県玉穂村の地域給に関する請願(第二二九二号)

一、静岡県富士岡村の地域給に関する

る請願(第二二九三号)

一、国立療養所玉浦病院所在地の地域給に関する請願(第一三〇八号)

一、兵庫縣三輪町の地域給に関する請願(第一三四七号)

一、京都府淀町、御牧村の地域給に関する請願(第一三六一号)

一、国立療養所古里保養園所在地の地域給に関する請願(第一三六八号)

一、国立療養所北陸莊所在地の地域給に関する請願(第一二六九号)

一、岐阜県陶町の地域給に関する請願(第一三三四号)

一、茨城県那珂湊町の地域給に関する請願(第一三八五号)

一、北海道羽幌町の地域給に関する請願(第六七二二号)

一、教育公務員給与準則に関する陳情(第六七三三号)

一、静岡県原里村の地域給に関する陳情(第六八六六号)

一、岡山県八浜町の地域給に関する陳情(第七〇三三三)

一、教育公務員給与準則に関する陳情(第七一五五号)

第二二九二号 昭和二十七年三月十五日受理

静岡県玉穂村の地域給に関する請願

請願者 静岡縣駿東郡玉穂村五福中学校内 鈴木豊外四名

紹介議員 藤原 道子君

静岡県玉穂村の中畑区には進駐軍演習場があり、また米軍の駐とんに伴い諸

物価、家賃等の高騰により、とくに消費生活を営む公務員に及ぼす影響は極めて大きいにもかかわらず、同一村内にある富士山測候所御殿場事務所が一級地の地域給の支給を受けているのに、当地区は無給地に置かれていたことは不合理であるから、玉穂村全村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二二九三号 昭和二十七年三月十五日受理

静岡県富士岡村の地域給に関する請願

請願者 静岡縣駿東郡富士岡村長 土屋五雲外六名

紹介議員 藤原 道子君

今回事業の勧告に基づき静岡県富士岡村の国立療養所が地域給支給の対象として指定され、同一村内の他の官公署、学校等は対象から除外されているが、当村の係給生活者は日常必需品のすべてを御殿場、沼津に求めなければならず、しかも昭和二十五年末進駐軍施設の拡充に伴い日常物価は高騰を極めてい実情であるから、他官公署も地域給支給の対象に指定せられたいとの請願。

第一三〇八号 昭和二十七年三月十七日受理

国立療養所玉浦病院所在地の地域給に関する請願

請願者 宮城県名取郡玉浦村下ノ郷新南長沼一ノ一国立療養所玉浦病院内全日本国立医療労働組合

紹介議員 木下 源吾君

国立療養所玉浦病院は仙台市の南方約十一キロの地点にあり、日常生活物資はすべて仙台に依存しているため、物価は仙台よりも高い状態である。病院附近には購入すべき商店街がなく、子弟の通学費も多大にのぼる実情であるから、仙台市同様の勤務地手当支給地に指定せられたいとの請願。

第一三四七号 昭和二十七年三月十八日受理

兵庫縣三輪町の地域給に関する請願

請願者 兵庫縣有馬郡三輪町全日本国立医療労働組合

兵庫療養所支部内 大谷壽外一名

紹介議員 カニエ邦彦君

兵庫縣三輪町は、京阪神の大都市に近接し、交通網の発達し福知山線の要駅として、また神戸市とは私鉄およびバスによつて結ばれているために人的、物的流動がはげしく、物価は必然的に高騰し消費生活者に大きな影響を与えている現状で、優秀な職員は近接都市に流出する傾向を示し、人事交流上一大支障となつていから、本町を三級地に指定せられたいとの請願。

第一三六一号 昭和二十七年三月十九日受理

京都府淀町、御牧村の地域給に関する請願

請願者 京都府久世郡淀町長 兒島與四郎外七名

紹介議員 大野木秀次郎君 北村 一男君

京都府淀町、御牧村は現在二級地に指定されているが、南接する八幡町は三級地に、北接する京都市伏見区納所町は五級地にそれぞれ指定の勧告がせられたものであるから、この中間に位置する本町村を地域給三級地として指定せられたいとの請願。

第一三六八号 昭和二十七年三月十九日受理

国立療養所古里保養園所在地の地域給に関する請願

請願者 富山縣婦負郡古里村大字新町国立療養所古里保養園内 上坂竹茂

紹介議員 カニエ邦彦君

国立療養所古里保養園の職員は、当園所在地の富山県古里村が普通の農村にすぎないため、主食を除く日常の所要物資の大部分を富山市内の商家に仰ぎ、僅かにけい卵の一部、牛乳等を地元あるいは附近農家に仰いでいるに過ぎない。その他のものは、野菜等に至るまで富山市内に求めている実状であつて、物価も富山市中とほとんど差異がないためむしろ多額の時間と経費を負担している実情であるから、当園所在地を富山市と同等の地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一三六九号 昭和二十七年三月十九日受理

国立療養所北陸莊所在地の地域給に関する請願

請願者 富山縣婦負郡古里村大字新町国立療養所古里保養園内 上坂竹茂

紹介議員 カニエ邦彦君

国立療養所古里保養園の職員は、当園所在地の富山県古里村が普通の農村にすぎないため、主食を除く日常の所要物資の大部分を富山市内の商家に仰ぎ、僅かにけい卵の一部、牛乳等を地元あるいは附近農家に仰いでいるに過ぎない。その他のものは、野菜等に至るまで富山市内に求めている実状であつて、物価も富山市中とほとんど差異がないためむしろ多額の時間と経費を負担している実情であるから、当園所在地を富山市と同等の地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一三六九号 昭和二十七年三月十九日受理

国立療養所北陸莊所在地の地域給に関する請願

請願者 富山縣婦負郡古里村大字新町国立療養所古里保養園内 上坂竹茂

紹介議員 カニエ邦彦君

国立療養所古里保養園の職員は、当園所在地の富山県古里村が普通の農村にすぎないため、主食を除く日常の所要物資の大部分を富山市内の商家に仰ぎ、僅かにけい卵の一部、牛乳等を地元あるいは附近農家に仰いでいるに過ぎない。その他のものは、野菜等に至るまで富山市内に求めている実状であつて、物価も富山市中とほとんど差異がないためむしろ多額の時間と経費を負担している実情であるから、当園所在地を富山市と同等の地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一三六九号 昭和二十七年三月十九日受理

国立療養所北陸莊所在地の地域給に関する請願

請願者 富山縣婦負郡古里村大字新町国立療養所古里保養園内 上坂竹茂

請願者 富山県東礪波郡南山田村信末国立療養所北陸

紹介議員 カニエ邦彦君

富山県南山田村信末所在の、国立療養所北陸は、富山県の最南端に位置する山間のへき地にあるため、生活必需品のほとんども金沢、高岡の両市に依存している関係で物価は両市よりも高く医療行政人事行政の運営に非常なる困難を極めて現状であるから、地域手当地域官署に当北陸を指定せられたいとの請願。

第一三七四号 昭和二十七年三月十九日受理

岐阜県陶町の地域給に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡陶町議会議長 佐々木一松外七名

紹介議員 伊藤 修君

岐阜県陶町は、輸出陶磁器産地として知られているように全くの消費地のため生活必需品の総ては名古屋に依存する状態で、その物価は、さきの地域給審議会においても、岐阜市、大垣市、多治見、高山市に次ぐ第四位と認められたほどである。そのため町の官公吏は賃金待遇のよい工場に就職する傾向にあつて、人員人材の確保はむずかしく、町の行政、教育面等において憂慮すべき実情にあるから、公務員の確保ならびに生活安定のために当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

第一三八五号 昭和二十七年三月二十日受理

茨城県那珂湊町の地域給に関する請願

請願者 茨城県那珂郡那珂湊町第一高等学校内 白土 榮一外三百八十六名

紹介議員 富田 重文君

茨城県那珂湊町は、人口二万を擁する本県中部海岸第一の漁港でしかも勝田町および水戸市に接続しているため、生活物資の価格において両地と全く異なる特殊物資に至つてはむしろ両地より高価を示している現状であるから、本町を勤務地手当支給地に指定せられたいとの請願。

第六七二号 昭和二十七年三月十五日受理

北海道羽幌町の地域給に関する陳情

陳情者 北海道天塩国苫前郡羽幌町羽幌簡易裁判所内 龜松安平外四名

北海道の北端に近い羽幌町は、地理的關係から交通、気候、娯楽等物心両面に苦しみ環境にあり、加うるに子弟の教育、四季を通じての燃料費等余分の出費を余儀なくされているため、在勤公務員の生活苦は極端であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの陳情。

第六七三号 昭和二十七年三月十五日受理

教育公務員給与準則に関する陳情（二通）

陳情者 静岡県引佐郡賀賀町静岡県立賀賀高等学校内 永江竹道外三名

全国高等学校校長協会の主張のように、高等学校教育の振興を図るために大学と義務制諸学校との間に、高等学校教職員に適用する俸給表を制定せられた

いとの陳情。

第六八六号 昭和二十七年三月十五日受理

静岡県原里村の地域給に関する陳情

陳情者 静岡県駿東郡原里村長 芹澤英夫外二名

静岡県原里村は、連合軍演習地の所在地であるため、部隊の出入およびこれに伴う接客婦等の購買力によつて、物価が高く、その上自然的条件が悪いため、農業の生産低く同村における俸給生活者の生計は極めて困難な実情にあるから、同村を地域給支給地に指定せられたいとの陳情。

第七〇三号 昭和二十七年三月十八日受理

岡山県八浜町の地域給に関する陳情

陳情者 岡山県児島郡八浜町長 山田俊三

岡山県八浜町は、地勢、交通、経済上、岡山、倉敷、玉野等の影響を受けることはなほたゞしく、住民の多くは前記諸都市に通勤するほう給生活者であり、加うるに耕地面積が少いため、主食その他食糧品を他より移入している等隣接諸都市と何等異なるところのない消費地であつて当町在住公務員の生活は深刻なものがあるから、当町を地域給二級地に引き上げられたいとの陳情。

第七一五号 昭和二十七年三月十八日受理

教育公務員給与準則に関する陳情

陳情者 島根県松江市立白濁小学校内 河井忠親外二十四名

この陳情の趣旨は、第六七三号と同じである。

四月五日本委員会に左の事件を付託された。

一、福島県湊村の寒冷地手当に関する請願（第一四一八号）

一、岡山県落合町の地域給に関する請願（第一四四五号）（第一四八七号）

一、岡山県成羽町の地域給に関する請願（第一四四六号）

一、岡山県八浜町の地域給に関する請願（第一四五五号）

一、長野県岩村田町の地域給に関する請願（第一四五六号）

一、岡山県久世町の地域給に関する請願（第一四六九号）

一、岡山県藤田村の地域給に関する請願（第一四七〇号）

一、栃木県大田原町の地域給に関する請願（第一四九四号）

一、岡山県久世町の地域給に関する請願（第一四九五号）

一、秋田県の地域給に関する請願（第一五二三号）

一、東京都八王子市の地域給に関する陳情（第七五六号）

一、岡山県藤田村の地域給に関する陳情（第七五七号）

一、高等学校教職員の給与に関する陳情（第七九三三号）

第二四一八号 昭和二十七年三月二十二日受理

福島県湊村の寒冷地手当に関する請願

請願者 福島県北会津郡湊村 小曾山昭司外七十八名

紹介議員 石原幹市郎君

昭和二十六年十月総理府令第四十四号

をもつて猪苗代湖を中心とする福島県耶麻郡の内、月輪、長瀬、吾妻、千里、翁島、磐梯の各村および猪苗代町の寒冷地手当支給率が四級地より五級地に引き上げられたが、右各町村と同一若しくはそれ以上の条件をもつ湊村のみ現行のままですえ置かれることは均衡上不適当であるから、湊村の寒冷地手当支給率を五級地に引き上げられたいとの請願。

第一四四五号 昭和二十七年三月二十五日受理

岡山県落合町の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡落合町役場内 福島重一外百四十名

紹介議員 木下 源吾君 加藤 武徳君

岡山県落合町は、西美作地方の中心地であり、また目下旭川ダム建設中であるため、同町における物価は、隣接津山市および勝山町より高く、当地勤務の公務員の生活は窮乏を告げているから、同町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第一四八七号 昭和二十七年三月二十七日受理

岡山県落合町の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡落合町郵便局内 高田廣善外百三十八名

紹介議員 和田 博雄君 江田 三郎君

この請願の趣旨は、第一四四五号と同じである。

第一四四六号 昭和二十七年三月二十日受理

岡山県那珂湊町の地域給に関する請願

請願者 岡山県那珂郡那珂湊町内 河井忠親外二十四名

紹介議員 河井忠親外二十四名

この陳情の趣旨は、第六七三号と同じである。

第一四四六号 昭和二十七年三月二十日受理

岡山県那珂湊町の地域給に関する請願

請願者 岡山県那珂郡那珂湊町内 河井忠親外二十四名

紹介議員 河井忠親外二十四名

この陳情の趣旨は、第六七三号と同じである。

第一四四六号 昭和二十七年三月二十日受理

岡山県那珂湊町の地域給に関する請願

請願者 岡山県那珂郡那珂湊町内 河井忠親外二十四名

紹介議員 河井忠親外二十四名

この陳情の趣旨は、第六七三号と同じである。

第一四四六号 昭和二十七年三月二十日受理

岡山県那珂湊町の地域給に関する請願

請願者 岡山県那珂郡那珂湊町内 河井忠親外二十四名

紹介議員 河井忠親外二十四名

この陳情の趣旨は、第六七三号と同じである。

第一四四六号 昭和二十七年三月二十日受理

岡山県那珂湊町の地域給に関する請願

十五日受理

岡山県成羽町の地域給に関する請願

請願者 岡山県川上郡成羽町役場内 土田清吉

紹介議員 木下 源吉君 加藤 武徳君

岡山県成羽町は、川上郡の首都として官公署が集中しているが、鉄道の便に恵まれないため、すでに地域給支給地に指定されている高梁、新見、総社等の地域に較べ生活物価が高く、町内在勤公務員の生活は窮乏を告げており、同町から近接の地域給指定地に転出する者が続出しているから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一四五五号 昭和二十七年三月二十五日受理

岡山県八浜町の地域給に関する請願

請願者 岡山県児島郡八浜町長 山田俊三

紹介議員 加藤 武徳君

岡山県八浜町は、地勢、交通、経済上、岡山、倉敷、玉野等の影響をこうむることになるしく、住民の多くは前記諸都市に通勤するほう給生活者である。加うるに耕地面積が少いため、主食その他食糧品を他より移入している等隣接諸都市と何等異なるところがない消費地であつて、当町在住公務員の生活は深刻なものがあるから、当町を地域給二級地に引き上げられたいとの請願。

第一四五六号 昭和二十七年三月二十五日受理

長野県岩村町の地域給に関する請願

請願者 長野県北佐久郡岩村町 町 阿部良太郎外七百

五十九号

紹介議員 池田宇右衛門君

岩村町は、長野県の東北部北佐久郡の略々中心に位置する郡下政治行政の中心地であるが、土地の物産としては何等特産なく、僅かに米麦のみであり、近時若手の果実を生産する程度であつて、他の生活必需品は他地域より移入している現状にあるため、一般物価は地域給地域と比較してむしろ割高の状態であるから、当町を地域給支給地域に指定せられたいとの請願。

第一四六九号 昭和二十七年三月二十六日受理

岡山県久世町の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡久世町長 菱川忠義

紹介議員 和田 博雄君 江田 三郎君

岡山県久世町は、昔から作西経済の中心地として栄え、商人の往来が激しく特殊な商業都市を形成しており、一方さきに給地に指定された勝山町とは人的物的に密接な関係があつて、すべての生活条件を同じくしているから、生活必需品のすべてを他に依存している久世町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一四七〇号 昭和二十七年三月二十六日受理

岡山県藤田村の地域給に関する請願

請願者 岡山県児島郡藤田村長 石井彌壽一

紹介議員 和田 博雄君 江田 三郎君

岡山県藤田村は、児島湾開拓工事によつて生じた新しい村であるが、干拓

地特有の水田地帯であるため、副食物その他の生活必需品を他村に依存しており、しかも岡山市、倉敷市、児島市、玉野市等を控えてその経済的影響が強く、村内物価の水準は常にこれら諸市を上回つてゐるから、同村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第一四九四号 昭和二十七年三月二十七日受理

栃木県大田原町の地域給に関する請願

請願者 栃木県那須郡大田原町 長 益子萬吉

紹介議員 下條 恭兵君

栃木県大田原町は、東北本線西那須野駅より東野線にて四キロ東に入つた県北の要衝であり、商工業、行政、交通の中心地として諸官庁を始め学校、会社等は本町に集中し、加うるに塩原の観光地を控えた消費都市であつて、附近町村に比して諸物価も高く、さきに地域給支給地に指定された西那須町に決して劣るものではないから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一四九五号 昭和二十七年三月二十七日受理

岡山県久世町の地域給に関する請願

請願者 岡山県真庭郡久世町久世郵便局内 村澤武臣

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一五二三号 昭和二十七年三月二十八日受理

秋田県地域給に関する請願

請願者 秋田市西根小屋上丁一三教育会館内秋田県官公労給与対策協議会内 松井慶太郎

紹介議員 金子 洋文君

秋田県は、單作農業特殊地帯の関係から非主食、被服、光熱費等ほとんどの物資を他府県からの移入に依存しているため、わずかのやみ米価格のさやだけでは主食以外の必需品を需めることはできず、給料生活者は借金で収支のバランスをとりながら苦しい生計を営んでいる実状であるから、勤務地手当の級地引き上げならびに新指定について特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第七五六号 昭和二十七年三月二十四日受理

東京都八王子市の地域給に関する陳情

陳情者 東京都八王子市八王子郵便局内 大出繁雄外一名

東京都八王子市地区は、地域的特異性によるインフレの影響を受け、ほう給生活者の生活は極めて急迫を告げているため、公務員は、国家の事業遂行上あるいは公衆サービスの面において支障が大きいから、同地区を地域給五級地に指定せられたいとの陳情。

第七五七号 昭和二十七年三月二十四日受理

岡山県藤田村の地域給に関する陳情

陳情者 岡山県児島郡藤田村長 石井彌壽一

岡山県藤田村は、岡山市に接しその四周に倉敷、児島、玉野の三市を控え、かつ人口密度の高い妹尾、早島、茶

屋、藤戸の四町に接続している関係で村内物価の水準は常に以上の諸都市と一体であるのに、級地の指定がないのは遺憾であるから、本村を一級地に指定せられたいとの陳情。

第七九三三号 昭和二十七年三月二十七日受理

高等学校教職員の給与に関する陳情

陳情者 香川県大川郡三本松町 三本松高等学校内 楠井章外八百七十名

現行教育職員の給与法は、大学と高等学校以下の諸学校との二本建てであるが、高等学校教育の振興を図るために、大学と義務制諸学校との間に、高等学校教職員に適用するほう給表をあらたに制定せられたいとの陳情。

四月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

めるところにより、国家公務員、公共企業体(公共企業体労働関係法昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條に規定する公共企業体をいう。以下同じ。の職員その他政令で定める者(以下「国家公務員等」という。)で懲戒の処分を受けたものに対して将来に向つてその懲戒を免除すること及びまた懲戒の処分を受けていない国家公務員等に対して懲戒を行わないことができる。

(地方公務員の懲戒免除)

第三條 地方公共団体は、前條に規定する場合においては、條例で定めるところにより、地方公務員で懲戒処分を受けたものに対して将来に向つてその懲戒を免除すること及びまた懲戒処分を受けていない地方公務員に対して懲戒を行わないことができる。

(出納職員、予算執行職員等の弁償責任に基く債務の減免)

第四條 政府は、第二條に規定する場合においては、政令で定めるところにより、支出官、出納官吏その他の国、公団、公庫、公共企業体等の出納職員、予算執行職員等で政令で定めるものの弁償責任(これに準ずる責任で政令で定めるものを含む。以下同じ。)に基く債務(租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律(昭和二十六年法律第九十七号)の規定による国の定期貸債権又は貸付金債権に係る債務で当該弁償責任に係るものを含む。)を将来に向つて減免することができる。但し、本人の犯罪行為に因る弁償

責任に基く本人の債務については、この限りでない。

(出納長、収入役等の賠償の責任に基く債務の減免)

第五條 地方公共団体は、第二條に規定する場合においては、條例で定めるところにより、出納長又は収入役その他法令の規定に基いて現金若しくは物品を保管する地方公共団体の職員の賠償の責任に基く債務を将来に向つて減免することができる。但し、本人の犯罪行為に因る賠償の責任に基く本人の債務については、この限りでない。

(懲戒の処分に基づく既成の効果)

第六條 懲戒の処分に基づく既成の効果は、第二條及び第三條の規定に基く懲戒の免除によつて変更されることはない。

(資格の回復)

第七條 懲戒の処分を受けたことに因り国家公務員となる資格、地方公務員となる資格、地方公務員となるための競争試験若しくは選考を受ける資格若しくは第二條の規定による政令で定める者となる資格又はそれらの資格以外の他の法令で定める資格を失つてゐる者は、同條又は第三條に基きその懲戒を免除されたときは、その日に於いて、それらの資格を回復する。

(訴願等との関係)

第八條 第二條から第五條までの規定は、懲戒の処分を受け、又は弁償若しくは賠償を命ぜられた者が、その処分に対し、法令の規定により訴願、審査の請求、異議の

申立その他不服の申立をし、又は訴を提起する権利に影響を及ぼすものではない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、茨城県取手町の地域給に関する請願(第一五三二号)

一、東京電報局等有線電信従業員の待遇に関する請願(第一五五八号)

一、岐阜県笠松町の地域給に関する請願(第一五六五号)

一、教育公務員給与準則に関する陳情(第八四〇号)

第一五三二号 昭和二十七年三月二十九日受理

茨城県取手町の地域給に関する請願 請願者 茨城県北相馬郡取手町 北相馬地方事務所内 塚本信外三百九十一名 紹介議員 郡 祐一君 宮田重文君

茨城県取手町は、同県の最南端に位置し、常盤電車の終着地であつて、都心に一時間足らずで達する東京都の郊外口増加が著しいため、日用消費物価もそれにつれて高騰しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたとの請願。

第一五五八号 昭和二十七年四月一日受理

東京電報局等有線電信従業員の待遇に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町 二ノ一中央電信局便館 内全国電気通信従業員組合東京電信支部内 高野久吉 紹介議員 森崎 隆君

東京電報局ならびに東京国際電報局は、その規模と通信量において東洋にまれな大電信局であり、その使命は国の中枢神経としてまた国際的関連においてわが国電気通信業務の指導的立場にある。従つて同局勤務の通信技術者は、寸秒の休止もない勤務時間、不完全な局舎、施設の不良等あらゆる劣悪な勤務条件を克服しながら新技術の修得と練習に努めているにもかかわらずその待遇は、三十余年間現業に従事した国宝的存在といわれる者さへいまだに九級職へ昇格されない不遇な実情であるから、同局関係の優秀技術者の転出を防ぐため、同局の有線電信従業員に対し十級職昇格の措置を講ぜられたとの請願。

第一五六五号 昭和二十七年四月一日受理

岐阜県笠松町の地域給に関する請願 請願者 岐阜県羽島町笠松町長 梅田啓一 紹介議員 古池 信三君

岐阜県笠松町は、名岐本線の要衝に当り、西は岐阜市に隣接し、東は一宮および名古屋の両市に通じ、しかも東海有数の機業地という特殊事情に加えて毎月行われる競馬によつて、当町の物価は極めて高く、また当町在勤の公務員の大多数は、岐阜、大垣、一宮等の諸市より通勤している現状にあるから、これらの点を考慮されて笠松町を地域

給二級地に指定せられたいとの請願。

第八四〇号 昭和二十七年四月二日受理

教育公務員給与準則に関する陳情 陳情者 青森市大字浦町宇野脇 六ノ一青森市立野脇中学校内青森県中学校長 会内 中道武雄

今回教育公務員給与準則が人事院において立案され、今国会に提出されるとのことであるが、小学校、中学校長の最高給与額と高等学校長の最高給与額とが職域により差別待遇される場合は、新学制にもたらした精神を害する結果となるから、公正なる立場から本案を審議せられたいとの陳情。